

# 第 1 部

## 総 則

### ● ● ● 第 1 章 環境問題の動向 ● ● ●

#### 第 1 節 最近の国際社会と国の動き

現在、私たちは、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題から、廃棄物の不法投棄や自然破壊、大気・水・土壤環境の汚染などの身近な環境問題に至るまで、様々な環境問題に直面しています。これらの問題は、時として複雑に絡み合い、また私たち自身の日常生活や通常の事業活動が原因となって引き起こされているものもあります。

こうした問題を解決するためには、対症療法的な対策では不十分であり、私たちが前提としてきた経済や社会のあり方そのものを見直し、環境と経済、社会が一体となって発展していく「社会のしくみづくり」を進めていかなければなりません。

既に世界は、「環境の世紀」へと歩みつつあり、我が国としても環境先進国としての経験や技術、政策提言への期待に応える世界のモデルとなる「環境の国づくり」を進めていくことが必要となっています。

このため、国では、「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日閣議決定)に基づき、「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を、世界から地域まで広い視野の下に展開していくこととしています。

また、平成20年度は、京都議定書の第一約束期間(2008年～2012年)が始まるなど人類にとって大きな節目の年となりました。地球という大きな生態系の一部として、自然と共生し、人間社会における炭素も含めた物質循環を健全なものとし、健やかで豊かな生活を確保する持続可能な社会経済システムの構築に向けた本格的な取組が始まっています。

#### 1 地球温暖化問題

地球温暖化は、主に人間の活動によって石油などの化石燃料の大量使用などで、地球の大気の温室効果が進み、気温が上昇することで、2007年(平成19年)の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)報告によると、過去100年の間に、地球の平均気温は0.74℃上昇し、最近50年間の気温上昇の傾向は、過去100年の2倍に相当します。

このような気温の上昇により、氷河の後退や永久凍土の融解が発生し、気候が変化して、生態系等にも既に影響が現れてきています。また、今後21世紀中には平均気温が1.1～6.4℃、海面は18～59cm上昇すると予想されており、砂漠化の進行や氷原・氷床の減少などの直接的な影響の他、食糧生産、海岸の侵食、生物種の減少などにも一層深刻な影響が出てくるものと予想されています。

この問題の解決のために、国際的な取組として、1997年(平成9年)12月に先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が「気候変動枠組条約第3回締約国会議」において採択され、2005年(平成17年)2月に発効しました。同年4月には、我が国の京都議定書での温室効果ガス6%削減約束達成に向けた対策・施策を取りまとめた

「京都議定書目標達成計画」を策定し（2008年3月改定），二酸化炭素など温室効果ガスとの排出削減や，森林吸収源，京都メカニズム，国民運動（チーム・マイナス6%）の展開など各種対策・施策を推進しています。

2008年（平成20年）は，京都議定書の第一約束期間（2008年（平成20年）から2012年（平成24年））が始まりました。また，7月7日から北海道洞爺湖サミットが開催され，環境・気候変動についてG8首脳による議論が行われ，2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を，UNFCCC（国連気候変動枠組条約）のすべての締約国と共有し，採択することを求めることで合意しました。

また，2009年には，2020年の日本における温室効果ガスを，1990年比で25%削減するとする中期目標を表明しました。

しかし，2008年度（平成20年度）の温室効果ガス排出量は，基準年（1990年）に比べ1.9%増加していることから，地球温暖化問題へのさらなる取組を図っていく必要があります。

## 2 廃棄物・リサイクル対策

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルを見直し，循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして，平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」も改正公布され，平成13年5月には，新たに廃棄物の排出抑制・減量化に関する目標などを盛り込んだ「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が，また，平成15年3月には，循環型社会形成のための基本方針や総合的・計画的に講すべき施策を定めた「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました（平成20年3月，第二次計画策定）。

さらに，平成12年5月には，エコマーク製品等環境負荷の少ない製品の利用を促進するため，「グリーン購入法」が制定されるとともに，同年6月には，「再生資源の利用の促進に関する法律」が従来の廃棄物のリサイクル（再生利用）を中心とした施策に，リデュース

（発生抑制），リユース（再使用）を加えた施策を推進するため改正され，法律名も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。

個別製品を対象にした法律については，「容器包装リサイクル法」が対象品目を10品目に拡大して平成12年4月から完全施行されるとともに，平成13年4月に「家電リサイクル法」が，平成13年5月に「食品リサイクル法」が，平成14年5月に「建設リサイクル法」が，平成17年1月に「自動車リサイクル法」が施行されるなど，循環型社会の形成に向けて体系的な法整備が進められています。

なお，廃棄物処理法については，平成17年5月に，大規模不法投棄等廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに，より適切な事務処理体制を確立するため，産業廃棄物管理票制度の強化等の措置を講ずる一部改正法が公布されたほか，平成18年2月には，アスベスツ廃棄物等の円滑かつ安全な処理を促進するため，無害化処理認定制度を新設することを内容とする一部改正法が成立しています。

## 3 化学物質等の環境リスク対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止や国民の健康の保護を図ることを目的として，平成12年1月，「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され，耐容一日摂取量や，大気，水質，底質及び土壤の環境基準を設定するとともに，規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス，排出水についての排出基準が定められました。